

質問書提出者各位

質問回答書

令和6年 7月11日

業務名：松本市EVカーシェアリング事業に関する契約

松本市長 臥雲 義尚
(公印省略)

松本市EVカーシェアリング事業に関する契約公募型プロポーザル実施要領第7に基づき、提出された質問について、下記のとおり回答いたします。

番号	質問内容	回答
1	電子データを入れたCD等の提出について 実施要領 p.4 8(1)カに記載のある電子データを入れたCD等の媒体の提出について、会社の情報セキュリティポリシー上、電子データをCD等の外部記録媒体に移すことが不可となっています。別の方法をご教示頂けますでしょうか。	CD等の外部記録媒体のご用意が不可の場合、異なる提出方法について対応を検討しますので、該当する場合は担当課へ個別にご連絡ください。
2	参加資格について 松本市に入札参加資格がなくともプロポーザルへ参加は可能であると読み取れるが、資格がない場合契約までに資格申請を求められるか？	本市の入札参加資格がなくともプロポーザルへの参加は可能です。参加表明書を提出する際に、実施要領 p.3 5(4)に記載の書類を併せて提出してください。なお、プロポーザル審査を経て、本市の入札参加資格がない提案者が採択された場合であっても、入札参加資格の申請・取得は求めません。
3	定期的な洗車・清掃の頻度について 定期的な車両の洗車や清掃とあるが、具体的に頻度はどの程度必要か？	本事業を遂行する上で必要と考える頻度を技術提案の中でご提案ください。提案に基づき、採択者と別途協議にて決定します。

4	<p>夜間・休日の緊急対応について</p> <p>夜間や休日の緊急対応について受託者は具体的に何を求められるか？</p>	<p>緊急時にも利用者等への対応ができるような体制を整えてください。</p>
5	<p>ラッピング車の保険対応について</p> <p>フルラッピング車の事故の場合、ラッピング部分に関して約款上自動車保険での修繕は不可能な場合もあるが、万が一自動車保険で修繕費を賄えない場合、その修繕費用は市に要求できるか？</p>	<p>原則として、ラッピング部分も対象とした自動車保険への加入をお願いします。</p> <p>自動車保険での対応ができない場合、公用車としての利用範疇での事故の場合は市と、それ以外の場合は利用者と、それぞれ費用負担について協議するよう、利用約款等の整備をお願いします。</p>
6	<p>公用用途と一般利用用途の間の時間について</p> <p>運営時間において、朝1時間・夜1時間稼働させない時間があるが、その意図に関してご教示いただきたい。</p>	<p>利用形態が異なる公用用途と一般利用用途の間に一定時間を空けることで、充電時間の確保及び予期しない利用時間の延長等があった場合の対応を行えるようにする意図です。</p>
7	<p>事故発生時の責任の所在等について</p> <p>公用車両を一般開放し万が一重大な事故が発生した場合、その責任は事故加害者のみならず運営関係者含め責任の所在は複雑さが想定される。特にフルラッピングによる宣伝車両としての意味合いも大きく、市民やメディア含め責任の所在と対応方針をご教示いただきたい。</p>	<p>本事業は、公用車を一般開放するものではなく、市もカーシェアサービスの一利用者として、導入車両を平日昼間の時間帯のみ占用利用するものです。このことから、事故発生時の責任の所在及びその対応等については、原則的に利用約款に則るものと考えています。</p> <p>なお、今回の導入車両についてはフルラッピングが施されていること等から、あたかもこれが公用車両として認知・誤解されてしまう可能性があるため、契約後に受発注者間で周知方法等を検討・協議します。</p>
8	<p>協力事項について</p> <p>公共施設等への給電業務という記載がありますが、それはV2HやV2Bなどの放電設備も今回のエネルギーマネジメントシステムには必要なのか。</p>	<p>公共施設等への給電業務については、災害等の緊急時のみの対応を想定しており、本事業におけるエネルギーマネジメントシステムには</p>

	<p>もしくは、外部給電機を用いて給電を行うのか。</p> <p>9 共同事業者について</p> <p>充電器の設置工事、実施予定場所の駐車場整備、など当社での施工が出来ない部分、当社で持たないカーシェアリングシステムを使用する場合は、全て共同事業者として様式第5号の提出が必要なのか。</p>	<p>含みません。また給電については別途外部給電機を市側で調達・配備する想定です。</p> <p>ご提示いただく技術提案について、共同提案となる場合については、様式第5号を全ての共同提案者分ご提出願います。</p>
--	---	---